

随意契約（相手方指定）調書

件 名	修繕契約（三河島駅前自転車駐車場無停電電源バッテリーほか改修）	No.5100098
工（納）期	令和 8年10月30日	
契約締結日	令和 8年 7月 9日	
契約金額	2, 5 6 2, 3 8 1 円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社技研製作所 (法人番号：5490001000359)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備 考	

業者選定理由書

件 名	修繕契約（三河島駅前自転車駐車場無停電電源バッテリーほか改修）
指名業者 (案)	名 称 株式会社技研製作所 代表者 代表取締役社長ＣＥＯ 大平 厚 所在地 高知県高知市布師田３９４８番地１
特命理由	本件は、機械式構造である三河島駅前自転車駐車場について、故障防止のために部品交換の修繕を行うものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 上記業者は、当該機器の製造・設置業者であり、平成２６年度以降の修繕や保守点検を全て行っているため、現場の状況を熟知しており、迅速かつ確実な業務履行が期待できる。 ② 他社による修繕が行われた場合、当該機器に不具合が発生した際の責任の所在が不明確になる恐れがあるため、上記業者が本件業務を履行することが望ましい。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)